

## 受講資格確認書類

※結婚等により氏名等に変更があり、受講資格の証明書等に記載された氏名が現在の氏名と異なる場合は、受講資格の証明書等と合わせて戸籍抄本の写しを提出してください。

受講資格	該当者	必要書類（受講資格の証明書等）	免除科目
第1号	保育士の資格を有する者	以下の書類のうち <b>いずれかひとつ</b> ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証【写し】 ・保育士（保母）資格証明書【写し】	④、⑤、⑥、⑦
第2号	社会福祉士の資格を有する者	以下の書類のうち <b>いずれかひとつ</b> ・社会福祉士試験合格通知書【写し】 ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証【写し】	⑥、⑦
第3号	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、 <b>2年以上児童福祉事業に従事した者</b>  <span style="color: red;">※児童福祉事業（児童館、放課後児童クラブ等）に2年以上かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安となります。</span>	以下の書類 <b>すべて</b> ・卒業証書【写し】または卒業証明書 ・実務経験証明書	
第4号	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者。	以下の書類のうち <b>いずれかひとつ</b> ・教育職員免許状【写し】 ・教育職員免許状授与証明書	④、⑤
第5号	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証書【写し】または卒業証明書	
第6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・大学院入学許可書等【写し】	
第7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書等【写し】	
第8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証書【写し】または卒業証明書	
第9号	高等学校卒業等であり、かつ、 <b>2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者</b> であって、市町村長が適当と認めた者  <span style="color: red;">※放課後児童健全育成事業に類似する事業（放課後子ども教室等）に2年以上かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安となります。</span>	以下の書類 <b>すべて</b> ・卒業証書【写し】または卒業証明書 ・実務経験証明書 ・市町村長が発行する認定証明（様式第5号）	
第10号	<b>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者</b> であって、市町村長が適当と認めたもの  <span style="color: red;">※放課後児童クラブに5年以上かつ、総勤務時間が5,000時間程度あることが一定の目安となります。</span>	以下の書類 <b>すべて</b> ・実務経験証明書 ・市町村長が発行する認定証明（様式第5号）	
	一部科目修了者	一部科目修了証【写し】	受講済科目